

■ ■ ■ 内定 ■ ■ ■

Q1 A商店では、次のような条件で採用面接を行うことにした。どうやらあなたは、この条件に引っかかって不採用になったらしいのだが、こんな採用基準は許されるのか？

- 1) 女性は採用しない : 出産のために休まれるのは嫌だから
- 2) 30歳未満の者しか採用しない : 新入りが年上だと扱いづらいから
- 3) 労働組合運動を行っていた経験がある者は採用しない : ストライキをされると迷惑だから
- 4) 障害者は採用しない : 会社には車イスに対応した設備がないから
- 5) 容姿が美しくない者は採用しない : 『人は見た目が9割』だから
- 6) 浦和レッズのファンは採用しない : 社長が「カタールレ富山」のファンだから
- 7) 血液型がAB型の者は採用しない : 専務とは相性占いの結果が悪いから

A1

- | | |
|----|----|
| 1) | 5) |
| 2) | 6) |
| 3) | 7) |
| 4) | |

どんな条件で契約を締結するかは、_____として_____の_____である

しかし、使用者の《_____の_____》をすべて認めるわけにはいかない

★ 事例1 : _____事件 (最高裁大法廷判決 昭和48年12月12日)

1963年3月に大学を卒業したXは、Y社に採用されることとなった。採用試験の際にXは、大学在学中に_____に参加したかどうかを尋ねられたものの、その場ではこれを否定していた。ところが後にY社が行った調査により、Xは60年_____闘争に参加していたという事実が発覚した。そこでY社は、本件雇用契約は_____によるものであると主張して、3か月の試用期間が満了したところでXの本採用を拒否した。

【判決】「企業者は...いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、_____として_____にこれを決定することができるのであって、企業者が特定の_____, _____を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも、それを当然に_____とすることはできない。」

Q2 面接で労働者がウソをついていたことを理由として内定を取り消せるの？

【判決】「採用内定当時_____ことができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取消すことが 右採用内定に留保された解約権の趣旨、目的に照して客観的に_____と認められ 社会通念上_____として是認^{ぜにん}することができる」場合には内定を取り消すことができる

★ 事例2： _____事件（最高裁判決 昭和 54 年 7 月 20 日）

Y 社は A 大学を通じて新卒予定者に対する求人を行った。X は A 大学の推薦を得て Y 社の募集に応じ、筆記試験や面接試験を経て、7 月に文書で採用内定通知を受けた。ところが、翌年 2 月になって、X に対する採用内定は Y 社によって取り消された。取消しの理由について Y 社は、X の _____ な印象を打ち消す材料が出てこなかったことを主な理由として挙げた。

【判決】採用内定により、_____付_____権_____付の労働契約が成立する

Q3 卒業間際の 3 月になって、業績悪化を理由に「採用内定」が取り消されたら？

* 会社の業績を悪化させたのは _____ の責任

→ 内定取消は _____ の 4 要件を満たす必要がある